

家庭系ごみの「一部有料化」と「戸別収集」 制度導入1年の実施状況

令和元年9月30日に開始した家庭系ごみ一部有料化と戸別収集について、制度導入から1年が経過しましたので、実施状況を報告します。

1 制度導入の効果

(1) 燃やせるごみの搬入量減量

①制度開始後：16,785.59トﾝ（令和元年10月～令和2年9月）

②前年同時期：20,280.37トﾝ（平成30年10月～令和元年9月）

①／②＝約82.8%（約17.2%減量） ※詳細については別添資料参照

(2) 市民の意識向上

「戸別収集」＝「顔の見える収集」となったことで意識が向上。次の取り組みが積極的に行われるなど、市民のごみの排出がより「自分事」となった。

- ①カラスネットの使用等による鳥獣対策
- ②生ごみの水切り等によるごみの減量化
- ③収集職員への声掛け等による交流

2 課題

ごみ集積所の不法投棄通報件数が、制度導入前の月1,000件超から100～300件程度に減少したものの、適正な管理がされていないごみ集積所が浮き彫りとなった。

3 対応

- (1) 10月下旬から市内集積所の一斉調査を実施。特に管理がされていない集積所については、10月25日（日）に現地調査を実施。指導・警告看板の設置と同時に違反ごみの回収や集積所清掃を行った。
- (2) ごみ集積所は設置場所や形態などがそれぞれ異なるため、今後も利用者や地域の方々とともに1件1件丁寧な対応を行う。